

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年11～12月号 (Vol.22)

2007年12月17日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。)

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

《特許》

- ・ クロアチア，欧州特許条約に加盟，全加盟国34カ国へ
- ・ 欧州共同体，医薬品アクセスに係るTRIPS協定改正議定書を受諾
- ・ EPC2000発効
- ・ EPC2000詳細

《意匠・商標》

- ・ 欧州議会，スペアパーツに関する意匠指令改正案を修正・採択

《模倣品・海賊版対策》

- ・ 欧州司法裁判所，加盟国への刑事罰義務化は欧州共同体の所掌内，刑事罰の種類とレベルの決定は加盟国の所掌内と判決

《特許情報・電子出願》

- ・ フランス産業財産庁，2006年年報公表
- ・ ポーランド特許庁，2006年年報公表

《その他》

- ・ ドイツ・インド，知的財産に関する共同宣言に署名
- ・ シャーデ・ドイツ特許商標庁長官，年次総会において講演

・ 欧州委員会、EU-韓国FTAに関する研究報告書を公表

【編集後記】

欧州特許条約発効後30年目の節目に当たる今年2007年は、欧州の特許制度にとって2つの大きな変化を迎える年となりました。第一に、ロンドンアグリーメントがフランス議会を通過し、来春以降の発効が確実となりました。翻訳要件を大きく緩和するこのアグリーメントの成立は、欧州の積年の課題であった翻訳問題に風穴を開けるとともに、「米国の11倍、日本の13倍」とも言われる欧州での特許取得コストを大幅に削減する効果をもたらし、長期的には欧州産業界のイノベーション力・競争力を高める原動力となり得るでしょう。第二に、改正欧州特許条約「EPC2000」が発効を迎えました。30年目にして初めての改正は、欧州域内のさらなる調和を目指す条項を導入し、特許法条約に対応したユーザーフレンドリーな規定を設け、さらに多くの規定を条約から規則に落としています。この「域内調和」「国際化」「柔軟性」を兼ね備えるべく制度設計された新条約の下、欧州特許制度は新たな出発を迎えました。

このような進展が見られる一方で、共同体特許及び欧州特許訴訟協定(EPLA)は、依然として足踏みしています。欧州委員会が公表した特許制度の改善に関するコミュニケーションを見ても、具体的な制度の方向性を示しているとは言い難く、近い将来のブレイクスルーは期待できません。さらに、知財エンフォーースメントに係る刑事罰指令案も、閣僚理事会での議論は膠着しているようです。

今年大きな変化を迎えた欧州ですが、反面、来年は大きな動きは少ないものと予測されます。しかし、動きの見えにくい静かな時期だからこそ、水面下での動向等の現地でしか取得できない情報を収集し発信することの重要性が増すのかもしれない。知的財産分野の欧州基地たるJETRO デュッセルドルフセンター知的財産部から、来年も引き続き欧州の複雑な動向を正確に、スピーディに、かつわかりやすく、積極的に皆様に情報発信していく所存です。

皆様のご健勝をお祈り申し上げますとともに来年も宜しく願いいたします。

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright (C) 2007 JETROデュッセルドルフセンター(北村・中野) All rights reserved.

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《特許》

・ クロアチア、欧州特許条約に加盟、全加盟国34カ国へ

クロアチア政府は、10月31日、欧州特許条約（EPC: European Patent Convention）の批准書をドイツ政府へ寄託した。2008年1月1日より、EPCはクロアチアにおいて発効し、EPC加盟国は34カ国となる。EPCの加盟国拡大は、同じく2008年1月1日よりEPCが発効するノルウェーの加盟に続くもの。

クロアチアは欧州特許拡張協定締約国¹であったが、今回の加盟により正式なEPC加盟国となる。なお、クロアチアは欧州連合（EU）加盟国ではない。

（参考1）EPC加盟国（2008年1月以降）

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国（アルファベット順）

（参考2）欧州特許拡張協定締約国（2008年1月以降）

アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア、セルビア

— クロアチア知的財産庁によるプレスリリースは、以下参照（2007年11月9日付） —
<http://www.dziv.hr/en/default.aspx?pArtID=6&selection=0>

・ 欧州共同体、医薬品アクセスに係るTRIPS協定改正議定書を受諾

10月24日になされた欧州議会の同意に基づいて、閣僚理事会は、11月19日、医薬品アクセスに係る知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）改正議定書を受諾を採択した。その後、欧州共同体は、11月30日、本改正議定書を受諾書を寄託した。今後、欧州連合（EU）加盟27カ国それぞれが、本議定書を受諾を行っていくと予想される。

¹ 欧州特許拡張協定：当該協定を締結した国は、欧州特許出願をする際に、EPC加盟国を指定するのと同様に、拡張先として指定し、欧州特許を得ることができる。拡張国を指定して得られた欧州特許は、その国の特許権と同一の効力を有し、また当該国の特許権に適用される法律の規定にしたがう。

欧州議会は、本議定書の受諾同意の条件として、閣僚理事会及び欧州委員会に対し、医薬品アクセス改善に係るさらなる対策の言質（commitment）を要求していた。この要求に対する回答が得られていないとして、欧州議会の議論は3回延期されていた。

10月24日の欧州議会本会議において、議長国であるポルトガルから、開発途上国への技術移転などの欧州議会の要求を支持するとの声明が出された。また、閣僚理事会は、アフリカ・カリブ・太平洋地域の国々（ACP countries）との経済連携協定（EPA）や開発途上国とのその他の協定において、医薬品アクセスに関する“TRIPS-plus”条項を挿入しないことを確約した。

本議定書は、特許権の強制実施許諾に関する規定を改正し、エイズ、マラリア及び結核などの感染症に関する医薬品を、開発途上国が安く輸入できるようにすることを目的とするもの。世界貿易機関（WTO）加盟国の3分の2（151加盟国のうち100加盟国）の受諾により、本議定書は受諾した加盟国において発効する。現在のところ、米国、スイス、韓国、ノルウェー、日本及び中国（受諾日順）など14カ国／地域が受諾している。また、このように受諾が進んでいない状況のため、発効のための受諾期限は2007年末から2009年末までに延長された。

— 欧州委員会貿易総局による受諾書の寄託に関するプレスリリースは、以下参照 —

http://ec.europa.eu/trade/issues/global/medecine/pr301107_en.htm

— 閣僚理事会によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/gena/97136.pdf

— 欧州議会によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/026-12162-295-10-43-903-20071023IPR12117-22-10-2007-2007-false/default_en.htm

— 本議定書の受諾国は、以下参照 —

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm

— 日本国外務省による本議定書の説明は、以下参照 —

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_11_gai.html

・ EPC2000発効

改正欧州特許条約「EPC2000」が、12月13日、発効した。

EPO ブリムロー長官は、「この新条約は欧州の国際特許制度における画期的な出来事。EPOの高い信頼と高い品質を維持しつつも、欧州ワイドの特許保護への道のりを簡素化し、出願人や権利者による EPO への手続きを容易にするもの。」と述べている。

改正前の EPC は 1973 年に成立。新条約はその後の国際特許法の発展を考慮し、知財保護の国際調和に資するものとなっている。「新 EPC は、旧 EPC に比較して、新たな国際法の進展、特に将来の共同体法規に、より良く適合し得るものとなっている。」とブリムロー長官は述べる。今後は、改正事項の多くを管理理事会にて決定できることとなり、全加盟国による外交会議での決定が不要となる。

改正 EPC では、出願人の権利強化もなされた。例えば、全ての言語による原語出願が認められることとなり（注、出願後に英独仏語いずれかの翻訳文の提出は必要）、特許取得手続きにおいて手続期間を徒過した場合の救済規定も多く盛り込まれた。さらに、特許付与後の権利範囲限縮手続きも導入された結果、特許権者は、これまでのように各国段階ではなく、EPO における集中化手続きによって特許権の範囲を限縮できることとなった。

一部の国での批准手続きが遅れていたが、発効前日にポルトガルの批准書寄託が完了し、EPC2000 は加盟 32 カ国全域で無事発効することとなった。来年 1 月 1 日から EPC 加盟国となるノルウェー及びクロアチアにも新条約が適用される。

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/topics/news/2007/20071213.html>

－ 批准書／加入書の寄託状況は、以下参照 －

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/epc2000/status.html>

・ EPC2000詳細

本記事については、[こちら](#)へ。

《意匠・商標》

・ 欧州議会、スペアパーツに関する意匠指令改正案を修正・採択

欧州議会は、12月12日、スペアパーツに関する意匠指令改正案（COM(2004)582 final）を第一読会において修正・採択した。投票は挙手により行われた。本改正案は、2004年9月14日に欧州委員会から提案され、2007年11月20日に欧州議会法務委員会において修正・採択されたもの。今後、閣僚理事会での審議が開始される。

本改正案の概要は、修理・交換に用いるスペアパーツ（複合製品の構成部品。例えば、自動車のバンパー、ライト等。）について意匠権が及ばないようにするものであり、修理・交換目的でオリジナルの自動車構成部品と同一の部品を供給することが自由となる。

本改正案では指令発効後2年以内の国内履行と規定されていたが、新しい法制度へのスムーズな移行を保証することを目的とした全ての政治団体との合意に従い、欧州議会では指令発効後5年以内の国内履行と修正された。また、消費者が十分な情報を提供された状況でのスペアパーツの選択を可能とするため、スペアパーツの出所を取引業者名等の適切な形式で消費者に対して提供すべきとの修正もなされている。

欧州委員会によれば、スペアパーツの意匠保護についての各国法制は以下のとおり。

意匠保護を有する国（15）：オーストリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スウェーデン

意匠保護を有さない国（9）：ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、英国

5年間のみ意匠保護を有する国（1）：ギリシャ

一方、主な自動車メーカーで構成される欧州自動車工業会（ACEA）は、欧州議会法務委員会通過時点である11月20日に、本改正案に反対との立場をプレスリリースした。スペアパーツに対する意匠保護の維持、又は必要であれば最低10年の保護期間への改正を支持するとし、延長された5年間の国内移行期間についても、実現可能な妥協点ではないとしている。

また、閣僚理事会における多数の投票権を有するドイツ、フランス、ポーランド等は本

改正案に反対しているとの情報もあることから、今後の閣僚理事会での審議は紆余曲折が予想される。

— 欧州議会によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.europarl.europa.eu/news/expert/infopress_page/052-14839-344-12-50-909-20071211IPR14794-10-12-2007-2007-false/default_en.htm

— 欧州自動車工業会 (ACEA) によるプレスリリースは、以下参照 —

http://acea.thisconnect.com/index.php/news/news_detail/european_automobile_industry_opposes_abolition_of_design_rights

— スペアパーツに関する意匠指令改正案については、欧州知的財産ニュース 2004年9～11月号 (Vol.5) 第8頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_005.pdf

《 模倣品・海賊版対策 》

・ 欧州司法裁判所、加盟国への刑事罰義務化は欧州共同体の所掌内、刑事罰の種類とレベルの決定は加盟国の所掌内と判決

欧州司法裁判所 (ECJ) は、欧州連合 (EU) 内において現在審議中の知的財産侵害に対する刑事罰指令案 (COM(2006) 168 final) に関連する加盟国への刑事罰義務化の所掌に関する判決を行った。したがって、以下報告する。

ECJ は、10月23日、船由来の汚染に対するエンフォースメントに関する刑法枠組みを強化する閣僚理事会枠組み決定 (2005/667/JHA) を無効とするとの判決を行った (C-440/05 事件 [欧州委員会対閣僚理事会²])。本枠組み決定に対して、本件に関する刑法枠組みの強化を加盟国へ義務化する権限は欧州共同体にあり、欧州共同体の法的枠組み外で採択された本枠組み決定は無効として、欧州委員会が訴えを提起していたもの。

ECJ は、同様の事件であった C-176/03 事件の判決と同様に、原則、刑法及び刑事訴訟法の規定は欧州共同体の所掌の範囲内ではないが、深刻な環境被害に対抗するために加盟国当局によって効果的、バランスの取れた、そして抑制的な刑事罰を適用することが必要不可

² 欧州議会は欧州委員会を支持。他方、閣僚理事会を支持した国は、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、フランス、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、英国の19カ国。

欠である場合、環境保護分野において制定されている規定を十分に効果的とさせるため、欧州共同体が加盟国に対し刑事罰を導入するよう要求することは可能であると判示した。

しかし、刑事罰の種類又はレベルの決定については、欧州共同体の所掌の範囲内ではなく、加盟国に権限があると判示した。具体的には、本枠組み決定のうち、刑事罰の種類又はレベルを規定した第4条（最低1～3年を上限とする禁固などを規定）及び第6条（最低15～30万ユーロを上限とする罰金などを規定）を欧州共同体は採択できないと指摘した。

知的財産侵害に対する刑事罰指令案にも、同様に刑事罰の種類及びレベルが規定されている（第5条に、最低4年を上限とする禁固、最低10万ユーロを上限とする罰金などを規定。）。本判決により、それらの規定についての有効性に疑問符が付いた形となった。4月に欧州議会が本指令案の修正・採択を行った後、閣僚理事会での審議が待たれているが、本判決を踏まえ、刑事罰の種類又はレベルの規定を削除する方向での審議が予想される。

— 本判決のプレスリリースについては、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=CJE/07/76&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— 本判決全文については、以下参照 —

<http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=rechercher&numaff=C-440/05>

— 知的財産侵害に対する刑事罰指令案再提案については、欧州知的財産ニュース2006年4～6月号 (Vol.13) 第17頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf

— 欧州議会の知的財産侵害に対する刑事罰指令案の採択については、欧州知的財産ニュース2007年3～4月号 (Vol.18) 第11頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_018.pdf

《特許情報・電子出願》

・ フランス産業財産庁，2006年年報公表

フランス産業財産庁は，11月，2006年年報を公表した。

—— 年報全文は，以下参照（フランス語） ——

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/pdf/RA2006_INPI.pdf

・ ポーランド特許庁，2006年年報公表

ポーランド特許庁は，2006年年報を公表した。

—— 年報全文は，以下参照 ——

http://www.uprp.pl/rozne/raport_2006_en.pdf

《その他》

・ ドイツ・インド，知的財産に関する共同宣言に署名

シャージェ・ドイツ特許商標庁（DPMA）長官とジャンカール・インド商工省産業政策振興局長は，10月30日，知的財産に関する共同宣言に署名した。この共同宣言の署名は，メルケル・ドイツ首相のインド訪問に合わせて行われたもの。

「知的財産の重要性にさらなる注意を払う必要のある世界経済及びインドにおける効果的な知財保護に関して，インドの重要性が増している。また，両官庁は，イノベーション促進のため，効果的な知財保護を確約することを決めた。」と，シャージェ DPMA 長官は述べている。

この共同宣言により，特許データの交換，職員の共同教育研修，イベントの共催及び知的財産の国民意識向上などの協力プロジェクトが，今後開始される。

— DPMAによるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

<http://www.dpma.de/infos/pressdienst/pm071030.html>

・ シャーデ・ドイツ特許商標庁長官、年次総会において講演

ドイツ特許商標庁 (DPMA) は、10月17日、産業界及び特許弁護士計約80名を招待し、庁幹部を交えて年次総会を開催した。この年次総会におけるシャーデ DPMA 長官による講演概要は、以下のとおり。

1. 出願件数

- ・ 商標出願件数はかなり増加してきており、今年の件数は83,000件を超えると予想。特に、国内出願が増加している。
- ・ 意匠出願件数も増加しており、昨年より約2,000件多い53,000件と予想。
- ・ 実用新案出願件数は減少しており、19,766件より少ない約18,000件と予想。
- ・ 特許出願件数は1.3%増加すると予想。海外出願が増加傾向。
- ・ 海外からの国際特許出願 (PCT 出願) 件数は、増加している。

2. 最近の進展

(1) 特許

- ・ 審査の滞貨件数は、120,680件。
- ・ 発明の複雑化等により、審査負担は増加している。
- ・ 出願の74%において、10月以内の一次連絡 (調査報告) を行っている。この早期の一次連絡は重要。この利益のため、2007年の審査の滞貨件数が増加することは許容されている。
- ・ しかし、審査の滞貨件数増加を避ける手法を今後は考えていくべき。その手法として、a) ITの改善、b) 人事、c) 法改正、d) 組織的手法が挙げられる。
- ・ 特に、人事が重要であるが、新しい審査官の採用は難しい状況にある。現在、33の審査官ポストが空いている。しかし、近年の良好な労働市場により、工学及び自然科学を専攻した学生は、DPMAの応募をあまりしてこない状況にある。さらに、DPMAの職員が企業等へ引き抜かれることも起こっている。
- ・ そこで、現在の職場環境の魅力を高めるため、以下の施策を行った。a) 在宅勤務の人数を300人から350人へ増加。b) 2007年9月からDPMA施設内に保育所を設置。

(2) 国際協力

- a) 特許審査ハイウェイ (PPH) の試行プロジェクト

- ・ 結果の相互利用はとて重要となっており、欧州レベルでは、サーチ結果利用パイロットプロジェクト (UPP) が行われている。
 - ・ PPH は、日本特許庁 (JPO) が提案。
 - ・ PPH は、結果の相互利用を基にしており、最初の出願を受理した庁が、その出願の1つ以上の請求項について特許可能と判断した場合、その出願に相当する出願を受理している庁は、その相当する出願について早期審査を行うもの。この場合、出願人は、必要な書類の提出から9月以内に最初の通知を受けることが可能となる。
 - ・ JPO は、2006年6月に米国特許商標庁 (USPTO) と、2007年4月に韓国特許庁 (KIPO) と、2007年7月に英国知的財産庁 (UKIPO) と試行プロジェクトについて合意している。
 - ・ DPMA は、2008年春に JPO と2年間の試行プロジェクトを開始する予定。
- b) サーチ結果利用パイロットプロジェクト (UPP)
- ・ UPP の目的は、各国特許庁の結果を EPO が利用することにより、欧州特許システムの効率性と質の向上を図ること。
 - ・ UPP に参加している各国特許庁は、ドイツ、デンマーク、オーストリア、英国の庁。
 - ・ 5月から9月までの出願からランダムに2,500件を選択し、出願人に UPP 参加を促すレターを添えて、調査結果を送付した。しかし、8月現在、参加者がとても少ない状況。
 - ・ そこで、さらに7,600件について UPP 参加を促すレターを送ることとした。この施策により、UPP 参加数が増えることを期待している。
- c) 中国との協力
- ・ DPMA と SIPO との協力関係は、27年間にもおよぶ。
 - ・ 2007年5月に北京において、独中の知財協力に係るシンポジウムを開催。
 - ・ この秋に DPMA は SIPO との3年間の新たな協力関係について署名する予定。主な内容は、特許手続、分類、情報サービス、IT システム、研修、知財保護の周知、世界的な特許問題など。

— 年次総会については、以下参照 (ドイツ語) —

http://www.dpma.de/infos/ibe/protokoll_2007.html

— シャーデ長官の講演内容については、以下参照 (ドイツ語) —

http://www.dpma.de/infos/ibe/ibe_2007/vortrag_1.pdf

・ 欧州委員会、EU-韓国FTAに関する研究報告書を公表

欧州委員会は、12月3日、「EU-韓国間における将来の自由貿易協定についての質的分析」(A Qualitative Analysis of a Potential Free Trade Agreement between the European Union and South Korea)と題する報告書を公表した。この報告書は、今年5月から開始されたEU-韓国FTA交渉のための基礎研究資料として、欧州委員会貿易総局がブラッセルの欧州政策研究センター*とソウルの韓国国際経済政策研究所**に対して共同作成を依頼していたもので、11月付けで欧州委員会貿易総局へ提出された。EUからの輸出に対する韓国側の非関税障壁の分析並びにそれに対する取組み及びサービスと投資の自由化に焦点を当てており、業種横断的論点(紛争解決、知財等)及び各業種別の分析を行っている。

知財に関する記載は以下の通り。

【現状分析】

- 知財はEUの最大関心事項の一つ。韓国の法制面は徐々に状況改善しているが、エンフォースメント面に問題がある。例えば韓国の法律では、商標権の故意侵害に対して7年以下の懲役又は10億ウォン(=約8万ユーロ、約1300万円)以下の罰金だが、実際には韓国の裁判所は懲役刑を科すことに非常に後ろ向き。罰金刑も名ばかりで、例えば年間8万ユーロの不当利得を得ている模倣業者には、400ユーロの罰金が年1、2回科せられるのみ。
- 韓国政府の諸機関はエンフォースメントへの意志に欠ける。唯一の例外は韓国税関で、模倣品対策に熱心に対応しているが、その管轄は国境審査にとどまる。国内業務については警察庁及び検察庁の管轄であるが、知的財産権侵害にほとんど努力をしていない。
- 膨大な知的財産権訴訟を扱うキャパシティがない。法務省によれば、現在35名の検察官が知財を担当しているとのことだが、知財にすべての時間を費やしているわけではない。検察官は他の刑事案件に忙殺されている。
- 韓国は電子商取引に強いので、インターネットが模倣業者のツールと化している。警察庁はサイバーポリスという特別部隊をかかえているが、知財侵害の取締をほとんど行っていない。
- しかしながら、韓国政府は知財保護について積極的になりつつある。韓国企業が中国で模倣品被害に遭うケースが急増しているのを目の当たりにし、将来来るべき中韓FTAを視野に入れ、知財へのスタンスを強化しているように見える。

【FTAへの提言】

- 罰則規定の強化、権利者の被った損失を正確に算出するガイドラインの策定、警察・検察・判事等の研修等を盛り込むべき。
- EUは複雑かつ高度な技術分野(研究開発コストのかかる化学分野等)の知財問題を最優

先とすべき。

- 著作権，商標，地理的表示についてもカバーすべき。
- 韓国の知財法が十分履行されるよう，キャパシティビルディングについての協力合意を含むことも可。

－ 報告書全文は，以下参照 －

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/html/136964.htm>

(特に 37～39 頁， 95～96 頁参照)

(注*) 欧州政策研究センター

Centre for European Policy Studies (CEPS)。1983年に設立されたEU諸問題を取り扱うシンクタンク。欧州委員会からも研究基金の補助を受けている。約70名のフェロー研究員をかかえる。本部ブラッセル。<http://www.ceps.be/>

(注**) 韓国国際経済政策研究所

英語名 Korea Institute for International Economic Policy (KIEP)。1990年に韓国政府により設立された研究機関。国際経済問題について研究を行い，韓国政府に提言を行う。約40名のフェロー研究員をかかえる。本部ソウル。<http://www.kiep.go.kr/eng/>

(以上)